

平成 26 年 8 月 8 日

各 位

東京都千代田区九段北一丁目 13 番 5 号  
株式会社 ディア・ライフ  
代表取締役社長 阿 部 幸 広  
(コード番号：3245 東証マザーズ)  
問合せ先：取締役管理ユニット長 清水誠一  
電話番号：03 - 5210 - 3721

## 有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### 記

#### I. スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び当社グループ従業員向けに、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、160,000 株であり、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 3,410,900 株に対し最大で 4.69%の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、新株予約権の権利行使の条件として、来期（平成 27 年 9 月期）以降の 2 期において、当期（平成 26 年 9 月期）業績予想を上回る営業利益の達成や直近の価格水準を上回る株価推移を盛り込むことで、業績及び企業価値増大による株価の上昇に対する当社グループの役職員の目的が明確となり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

#### II. 第 2 回新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数 800 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てられる新株予約権の数が減少したときは、割当てられる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、860円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（830円）、行使価格（830円）、ボラティリティ（44.51%）、行使期間（2年）、リスクフリーレート（0.065%）等の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（856.5円）を参考に決定したものである。

## 3. 本新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

#### ① 本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 80,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

#### ② 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。但し、上記「3(1)

①本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1)②に定める本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、平成26年8月7日の東京証券取引所における普通取引の終値の金830円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までとする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 3 (4) ①記載の資本金等増加限度額から、上記 3 (4) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①及び②に掲げる全て条件に合致するものとし、③から⑤に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、当社が開示した平成 27 年 9 月期における連結計算書類に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、計算書類の損益計算書）において、営業利益が 7 億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、平成 27 年 10 月 1 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,000 円を超えた場合にのみ、（但し、上記 3 (2) に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社グループの取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日 平成 26 年 9 月 8 日

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「3. (1) ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3.

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「6 (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「3. (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「3. (6) 本新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

### (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「5. 本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

## 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年9月8日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- |           |    |                |
|-----------|----|----------------|
| 当社取締役     | 4名 | 600個 (60,000株) |
| 当社グループ従業員 | 9名 | 200個 (20,000株) |

### III. 第3回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の数 800 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当ての新株予約権の数が減少したときは、割当ての新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、1,330円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価(830円)、行使価格(830円)、ボラティリティ(44.51%)、行使期間(2年)、リスクフリーレート(0.065%)等の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(1,328.8円)を参考に決定したものである。

#### 3. 本新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

##### ① 本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 80,000 株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

##### ② 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。但し、上記「3(1)

①本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、(1)②に定める本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、平成26年8月7日の東京証券取引所における普通取引の終値の金830円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{の} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時 価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{交付普通株式数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 3 (4) ①記載の資本金等増加限度額から、上記 3 (4) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下①及び②に掲げる全て条件に合致するものとし、③から⑤に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、当社が開示した平成 28 年 9 月期における連結計算書類に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、計算書類の損益計算書）において、営業利益が 10 億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、平成 28 年 10 月 1 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,300 円を超えた場合にのみ、（但し、上記 3 (2) に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社グループの取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の割当日 平成 26 年 9 月 8 日
  5. 新株予約権の取得に関する事項
    - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
 

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 

再編対象会社の普通株式とする。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「3. (1) ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3. (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「6 (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
    - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 

上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
    - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 

上記「3. (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
    - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
    - (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

- 上記「3. (6) 本新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件  
上記「5. 本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成26年9月8日
9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- |           |    |                |
|-----------|----|----------------|
| 当社取締役     | 4名 | 600個 (60,000株) |
| 当社グループ従業員 | 9名 | 200個 (20,000株) |

#### IV. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社の代表取締役社長阿部幸広に割り当てられますので、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との取引等」に該当いたします。

1. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項  
当社取締役会における本ストックオプションの内容及び条件の決定にあたっては、支配株主である当社の代表取締役社長阿部幸広は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。  
また、本件新株予約権は、社内で定められた手続きに従って発行しております。また権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等につきましても、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。
2. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要  
本新株予約権の発行は、内容および条件の妥当性を本日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。また、本件が当社の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを可及的に防止するため、支配株主である当社の代表取締役社長阿部幸広との間で利害関係を有しない、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外監査役である山浦幸雄氏から、本日に以下の理由により少数株主にとって不利益なものでないことの見解を得ております。
- ① 本新株予約権の発行は、業績及び企業価値増大に対する役職員の貢献意欲を高め、業績を向上させることを目的としていること。
  - ② 本新株予約権の発行は、社内で定められた手続きに従ってなされていること。
  - ③ 本新株予約権の付与が恣意的にならないよう、第三者評価機関に公正価値の算定を依頼し、その結果に基づいて付与を行っており、対価の公正性を担保する措置を講じていること
3. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況  
平成25年12月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社と支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様な適切な条件で行うことを基本方針として、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応しております。」というものであり、本件新株予約権の発行は、この方針に則って取締役会において取引の是非を決定しております。

以上